

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会  
認定日本語教育機関の認定基準等の検討に関するワーキンググループ（第4回）  
議事録

令和5年10月13日（金）  
15時00分～17時00分  
W E B 会 議

[出席者]

- （委員）伊東委員、大日向委員、佐々木委員、仙田委員、戸田委員、長山委員、西村委員、古川委員（計8名）  
（文化庁）小林日本語教育推進室長、伊藤文化庁国語課長補佐、増田日本語教育調査官、齊藤日本語教育調査官、ほか関係官

[配布資料]

- 1 認定日本語教育機関の認定基準等の検討に関するワーキンググループ（第3回）議事録（案）
- 2 認定日本語教育機関に関する省令等の案について
- 3 認定日本語教育機関の認定審査における審議会の確認事項（案）
- 4 認定日本語教育機関への実地視察について（案）
- 5 認定日本語教育機関教育課程編成のための指針（案）
- 6 3分野ごとの言語活動別の目標（案）
- 7 日本語教育機関の認定等の審査手順等（案）について
- 8 日本語教育機関の認定審査手順のイメージ図（案）

[参考資料]

- 1 第121回日本語教育小委員会主な御意見
- 2 日本語教育機関認定法の省令等案のパブリックコメントの結果について
- 3 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（条文）
- 4 日本語教育の質の維持向上の仕組みについて（報告）

[経過概要]

- 1 事務局から定足数を満たしていることと配布資料の確認があった。
- 2 議事（1）について、認定日本語教育機関の認定基準等についての検討を行った。
- 3 審議の内容は以下のとおりである。

## ○戸田座長

皆様、定刻となりましたので、ただいまから第4回認定日本語教育機関の認定基準等の検討に関するワーキンググループを開会いたします。本日は御多用のところ、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

前回に引き続きまして、オンラインでのウェブ会議開催となります。傍聴者の方々もオンラインでこの会議を御覧になられることを御承知おきください。

議事に入る前に、定足数と配布資料の確認をいたします。事務局、お願いいたします。

## ○齊藤日本語教育調査官

本日、委員総数8名に対し8名御出席いただいております。したがって、会議開催に必要な過半数を超えており、定足数を満たしております。配布資料は、資料8点、参考資料4点、配布資料1の「前回議事録(案)」を除いて、いずれも文化庁ホームページに掲載しております。

## ○戸田座長

議事に入る前に、配布資料1の「前回の議事録(案)」については、御出席いただいた委員の皆様にご確認いただき、修正の必要がありましたら、1週間後の10月20日金曜日までに事務局まで御提出をお願いいたします。なお、最終的な議事録の確定は私、座長に御一任いただければと思いますが、いかがでしょうか。(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

次は、議事の一つ目、認定日本語教育機関の認定基準等についてです。まずは資料2、3、4について事務局より説明をお願いいたします。

## ○小林日本語教育推進室長

それでは、資料の2、3、4につきまして、説明をさせていただきたいと思います。まず、資料2「認定日本語教育機関に関する省令等の案について」です。これはパブリックコメントを8月、9月の間、30日間行った省令であります。ワーキンググループの前半の方で先生方に御議論いただいてきたものでありまして、省令、パブリックコメントの関係の資料も後ろにございますが、多数の意見を頂きました。そうしたパブリックコメントの内容なども反映させていただいたところを資料の中で、赤字で示しているほか、分かりやすくするという観点で、この資料上、記載を加えているというところがございますので、簡単に申し上げます。

スライドの3を御覧ください。教員数とは類型ごとに機関全体で捉えるということで、留学と同じように就労・生活でも同じような規定があり、こうした類型ごとに機関全体という形の意味となるように、ここは記載を加えております。

スライドの9を御覧ください。四つ目の○の自治体等との連携については就労・生活は既にあるところでありまして、留学に関しましても、今後は地域との共生という観点、外国の方が暮らすという観点で、地域との共生という観点も今後は求められてくるということもありますので、そうした体制というのは備えていただきたいということで、地域からの理解も得て運営していただくような形で、入れさせていただければと思っております。

スライドの10を御覧ください。これは先ほどの類型のところでも述べた、類型の課程ごとということ、どのように機関全体の教員数をカウントするかということに関して、

誤解がないように入れております。

続きまして、スライド17を御覧ください。情報の公表というところで、学則を公表するということであります。追加でスライド21ですが、学校は学則を作るというのはこれまでもルールで決まっていたと思いますが、例えば、学則という名称でないような様々な形で定めている、というような、ところもあると思います。そのような学校の場合、一番下の9のところ、「学則」とございますが、こうした内容を盛り込んだものを、例えば学校のルールや、決まり事といった形でやっているところもあると思いますので、柔軟に考えていきたいと思っております。

今後、省令につきましては、パブリックコメントも終わりましたので、こうした改正点も踏まえた上で、今後、制定をするという手続に入っていきたいと思っております。省令は、官報に掲載されたところで公布となりますので、もう少し時間は掛かりますが、この形で進めていきたいと思っております。

続きまして、資料の3「認定日本語教育機関の認定審査における審議会の確認事項(案)」についてです。こちらは省令の下に基づく、来年度以降、認定を審査する際の審議会の確認事項ということで、前回までのワーキンググループでも2回ほどご議論いただきました。繰り返しになりますが、現在政令のパブリックコメントを実施しており、来年度、日本語教育の所掌が文部科学省教育部局に移ることに伴い、審査を行う審議会を中央教育審議会とする案を出させていただいております。その形で認められれば、来年度以降は、中央教育審議会においてこうした確認を行っていくということになります。

また、これまでのワーキンググループや、日本語教育小委員会の御議論なども踏まえまして少し変えております。スライドの2を御覧ください。日本語教育小委員会の中でも意見がございまして、昨今、外国人や日本語教育に関する政策文書、多文化共生に係るロードマップなども出てきておりますので、まず、校長が持つ見識というところで関係文書への理解と書いております。これは事務局の方もしっかり情報発信をするということも今後とも必要になるのですが、そうした動きをしっかりと理解していただきたいということで、お求めしたいと考えています。

次にスライドの3です。校長や教員の勤務時間について、これまでも多数の御意見を頂いてきたところですが、特に校長や主任教員が共に授業を担当する場合の学校の危機管理など、対外的にどういう形でその機関の責任者が対応するかという観点からの留意点として、原則として、両者が同時刻に授業を担当しないことや、やむを得ずどちらも授業している場合には、何らかに対応ができる体制を備えていることを確認する、というようなことをお求めしたいと考えています。教育機関ですので、こうした観点も大事にしたいと考えております。

続きまして、スライドの4、授業担当時間数ですが、これは上限であるということを申し上げるとともに、質の確保の観点から、まずは適正な時間数を求めたいと考えています。その上で、上限としてはこのような形で設定をするということです。上限はありますが、その前提はやはり質の確保というところです。

また、前回抜けていたところとして、校長や副校長の先生も授業を行うような場合も多いということで、ハの項目を追加させていただきました。校長又は副校長と主任教員を兼ねる方については今のところ10単位時間程度としてはどうかということで、その考え方は※印のニのところに書いている形で、最大の授業時間数の考え方であります。

続きまして、スライドの6を御覧ください。特に大学の別科等のところで関係してくる

ところで、省令に、日本語教育の授業時間数の中で160時間を限度に次の学科につながるアカデミック・ジャパニーズ等の履修ができるという規定がありますが、その際に、実際の要件として、考え方としては、生徒が履修をするアカデミック・ジャパニーズ等の科目を履修するための必要な日本語能力があるということと、その場合に、「特に」とありますが、B2相当に満たない生徒に対しては、常に登録日本語教員が支援に当たることができる体制ができているかということを確認するというところで、特例の際の留意点として考えているところであります。

就労・生活に関しまして、スライドの10を御覧ください。こちら、本務等教員のところの関係で、就労・生活は実際に認定基準の中でも留学とは異なる側面で規定をしているということですが、本務等教員の在り方は、様々な実施形態があるということも踏まえて、実際の教育課程の編成や実施が適正に行われることが確認できれば、その勤務形態や雇用時間は多様な実施形態に応じたものを可能とする、という形で、就労・生活の特殊性というのを踏まえた考え方を取りたいと考えております。その他の部分は、これまでの内容となっております。

続きまして、資料の4「認定日本語教育機関への実地視察について(案)」を御覧ください。これも前回御審議いただいたものでありますが、来年度以降の審議会で行っていただくことを想定している、認定された日本語教育機関への実地視察についてです。スライドの1実際にどの程度ということは、これまでも御指摘を頂いております。来年度以降の事務局の体制もありますし、視察を行っていただく審議会の体制というのもございますが、スライド1の2.(1)の※印の部分について、実施体制を踏まえて、実施機関数については毎年決定をしていくということ、特に過去に行っていないところに基づきまして、認定されたところは今後、定期報告を頂くなかで、特に課題があるなど感じるような機関、また、好事例となり得るような先進的な取組を行っている機関を中心に選定をしたいと考えております。

(2)の⑥について、実際に学則を定めていただき、提出をいただくわけですが、学則の遵守がされているかというところ、これは補足的に入れておりますが、特にしっかり確認したいということで、赤字として追加させていただいております。

参考資料の1「第121回日本語教育小委員会主な御意見」を御覧ください。9月26日に行われた、日本語教育小委員会の御意見を整理させていただいております。先ほどの説明の通り、大体反映をできておるところではありますが、日本語教育機関の認定に関してどのような御意見があったかを申し上げたいと思います。

1番の審議会の確認事項について、担当授業時数の問題、25単位時間はやはり多いのではないかという御意見や、兼ねる場合の在り方、そして、先ほどもございましたような校長、副校長と主任教員を兼ねる際の考え方に関して御指摘があったところでございます。

これは次の議題ですが、教育課程編成のための指針についての御意見をまとめております。例えば「教育課程」と「コース」といった言葉の混じりの問題や、「学期」という言葉の使い方について、恐らく様々なやり方があるなかで、「学期」という言葉がそもそもふさわしいのかという点も踏まえて、どのように区切りを考えていくのかという御指摘がございました。

また、就労の分野に関しましては、企業の視点的な要素ということで、教育課程自体を企業とも連携しながら作っていくということも求められる点で、到達目標に企業の視点的な要素というのも入れるべきではないかという御意見がございました。

また、下の二つの○ですが、教育課程指針の書き方の中で、どのようなことを具体的に指しているのかということで、表記の仕方などをもう少し工夫をという御意見もあったところでございます。

次のページ以降は、登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続きの検討に関すること、でございます。

説明は以上でございます。

#### ○戸田座長

ありがとうございました。それでは、ただいまの事務局の説明について御質問、御意見のある方はお願いいたします。

では、仙田委員、続きまして長山委員、お願いいたします。

#### ○仙田委員

2点ございます。まず、資料2のスライド10です。二つ目の○の、教員数について、就労と生活でまとめて書かれているからかもしれませんが、少し分かりにくくなってしまっているのではないか、あるいは、幾つかの解釈が入り込む余地があるのではないかという気がしております。書き換え例としては「『就労』の課程又は『生活』の課程ごとに配置しなければならない教員数は」、あるいは、「『就労』の課程又は『生活』の課程ごとに」の後に「おける」を入れることなど、表現の工夫がもう少しできるのではないかと感しました。その後の、「機関全体の同時に授業を受ける生徒」という箇所も、少し意味が取りづらいかなど感じておまして、恐らく、同時同時刻という意味だと思うので、その辺りを御検討いただけないかなと感じました。

一つ目については以上で、二つ目は別の資料になるので後にした方がよろしいでしょうか。

#### ○戸田座長

それでは、もし長山委員が同じ資料についての御質問でしたら、引き続きこの資料についての質問をお受けして、その後、また仙田委員にお願いしたいと思います。

長山委員、お願いいたします。

#### ○長山委員

資料2のスライド21の学則について、最後の⑨のところですが、学則について名称は問わないということですが、その規則の内容は何かというと、この学則の括弧にある内容という意味なのだと思います。そうだとすると、入学・退学・転学・休学・卒業云々といったところは、やはり学校形態でとしての発想で、教育課程の部分、教員の数や体制というのは、③や④にあり、教育課程の中身ということ言えば、⑥に書かれています。費用であれば⑦に書いてあるので、なぜ⑨のような学則が必要になるのかという点で、いま一つ理解できないところがあります。生活にしても就労にしても、コースによってその期間や、日数、時間数をどのように運用していくのかというのは、コースごとに考えていく部分になると思うので、それを規則という形で作るという発想がよく分からないなというところですが、これが一つ目です。

それと、スライド15のオンラインの関係ですが、先ほどの説明で、この資料2につい

では、パブリックコメントも終わり、一通り議論が済んだので次のステップにというお話がありました。オンライン以外については、比較的議論に出たところで修正が進んだと思えますが、このフルオンラインについては御提案をさせていただいて、ほかの委員の方から反対の御意見があるわけでもなく、パブリックコメントでも出ているなかで、なぜ変えられないと思われているのかが、よく分からないということが2点目です。よろしくお願いたします。

#### ○戸田座長

ありがとうございます。それでは、ただいまのお二人の御意見の、まず、スライド10の、複数の解釈ができるのではないかと二つ目の○や、オンラインの4分の3という件、それから、21ページの最後の学則のところについていかがでしょうか。

#### ○伊藤課長補佐

まず、仙田委員の御指摘は資料の表現の話だと思いますので、考えさせていただきます。それと資料2のスライド21の規則を定めるという話ですが、申請書に書かれるというのは、国に対して「どうします」という宣言をされるだけなので、それが世の中に出るわけでは必ずしもないということがあるので、規則を定めていただくのは、一番根本となる認定機関としてのルールというのをしっかり世の中に分かる形で定めていただきたいという趣旨です。それがあまりに運用の自由度を縛る形で事細かに定めるかどうかというところは、規定をしていただく時点で検討の余地があるかとは思いますが、何らそのルールがないということが起きないようにしていただきたいということです。パブコメでも特によくトラブルになると何件か意見が来ていたお金の返還のルールは、過去、留学の場合ですが、トラブルになっていたという御指摘も聞いています。事務局としては、あらかじめルールを定める、かつ、それを特に学習者（生徒）に示していただくということは必要と思っているということです。

それから、フルオンラインのところですが、パブコメも含めまして、フルオンラインをもう可能にしてもいいのではないかと御意見をいただいたのは確かでございます。ただ、一昨年文化庁の委託事業での調査研究や、その他、パブリックコメント以外の政府部内での議論なども勘案させていただいて、結論的には、課題がなくフルでやってもいいですよというところには至らなかったというところでございます。

#### ○小林日本語教育推進室長

フルオンラインに関して、オンラインの教育効果を否定しているといったことは全くありません。考え方としては、これまで文部科学省も様々な教育機関、文化庁ではなくて、別の局でやっているような通信制の教育機関はたくさんございまして、様々な学校運営の認可基準などを作ってやってきていて、効果がある一方で、課題がある事例もあったことも確かです。

事務局の考え方としては、制度を動かす中でフルオンラインを今後認めていくかというのは一つの大きな宿題として捉えさせていただいて、実際に制度が運用され、就労や生活は4分の3をオンラインというところが出てくるので、その状況などをよく見ながら考えていきたいと考えております。効果を否定しているわけでは全くございません。

### ○戸田座長

長山委員、いかがでしょうか。

### ○長山委員

どちらかというと、効果云々というよりは、なぜ今、この議論をしているのかといったときに、日本語のニーズや、量、質ということに添えていかなくてはいけない。つまり、足りなくなっている、届いていない人たちに届けなくてはいけない、ということが根本にある中で、そういった議論を進める中心的な部分に、フルオンラインが認められていないというところが、整合性が取れないなということと、以前もお話ししましたが、オンラインの問題で言うと、対面とオンラインのハイブリッドというのは、実はあまり効率がよくなく、問題の解決にならない。遠隔地の場合、フルオンラインかゼロかという世界になってくるので、4分の3ということが残るのであれば、対面でそこに通える人の代替手段でしかなく、おそらう、4分の3やるようなところは、届いていない人たちに届けるという発想でやるものではないと思います。そうすると位置づけがそもそも全く変わってくるなとは思いますが。

あとは、先ほど出た学則のところですが、若干中途半端だなという気がしています。ルールとして公表すべきとするのであれば、そのルールの項目というものを明示すべきであって、学則を決めればよいというのも若干、荒っぽい感じもするなという気がいたしました。

### ○戸田座長

学則のことについては、私も意見を述べさせていただきましたが、生活や就業の分野では、各機関のルールが必ずしも学則というものではないと思いますので、御検討いただきたいと思います。

資料の2につきまして、ほかに御意見いかがでしょうか。

では、まず伊東委員、次に佐々木委員、お願いいたします。

### ○伊東委員

表記について、資料2の7ページ、1行目、1週間当たりに、この「AM」と「PM」の使い方ですこれは「午前」「午後」にさせていただくか、「AM」「PM」は、時間の後に付けるので、違和感があります。「8:00 AM」、あるいは「午前8時～午後6時」とで統一していただいた方が日本語としてはよろしいのではないかと思います。

### ○戸田座長

佐々木委員、お願いいたします。

### ○佐々木委員

スライドの18、自己点検について、教育の質というのを考えるときに非常に大切なところです。3行目に「適切な体制を整えて行うものとする」とあります。素直に読めば、適切な体制で大変結構だということになります。本当に自己点検を適当になさる機関は適当にやっておこうという考えになります。いい学校だと思われるところというのは、内部点検組織をきちんと設けて、責任者を設けて、立証資料に基づいて自己評価を行って

いる。これが教育の質に非常に影響します。ですから、この「適当な」という表現を、例えば、「内部点検組織を設け、立証資料に基づく自己評価を行うこととする」というような文言で、考えていただけませんか。

○戸田座長

事務局、お答えいただけますでしょうか。

○伊藤課長補佐

何らか対応を考えさせていただきます。

○佐々木委員

マニュアルでも結構です。そこをしっかりとやっていただければと思います。

次に、スライドの19ですが、一番下に「帳簿」とありますね。「帳簿」と書いてあると違和感を持って、「記録簿」の方がいいのではないかと思うのですが、これは動かさないわけですね。

○伊藤課長補佐

帳簿だとどういった問題が生じますでしょうか。

○佐々木委員

帳簿というと、お金のことを書いているのかなと想像してしまいます。

○伊藤課長補佐

少なくとも法令用語として、帳簿というのが必ずしもお金のことを指すものではございませんので、帳簿にすると指したいものを指せないというようなことはございません。

○佐々木委員

分かりました。

○戸田座長

古川委員、お願いいたします。

○古川委員

学則についてです。17ページで、例えば、大学の学則というと、留学生別科だと留学生別科規程といったものがあります。21ページで名称は問わないとなっているので、両方出すのか、留学別科規程でもいいのかということを確認したいです。また、資料4のスライド1の学則の遵守状況というところもどうやって確認するのかというところなんです。先ほどか長山委員がおっしゃっていたように、1番から8番が大分重複しているようなところもあると思うので、学則も守っているかどうかを確認しますよというところをお聞きしたいです。もう1点、何度も言って申し訳ないのですが資料3のスライドの2、校長についてのイで、留学生別科というところ、大学の中でのというところで引っかかっています、校長というのは学長というところで、関係法令や政策文書への理解というのはもちろ



ん持ってほしい。日本語教育機関を持っている大学という機関である以上、持つておく必要があると思うのですが、それ以外の、ロ、ハ、ニ、ホのところ、例えばホについて、学長は、大体何年かに1回替わっていくというところで、必ずしも国際関係や日本語教育に詳しい先生が学長になるわけではなく、(2)についても、必ずしもそういった見識がない先生になる可能性もあるので、ヒアリングや審査ということになったときに、事前レクをがんばらないといけないのかなといったことや、審査をされる方が審査基準に照らしたときにあてはまらないという話になったときに困るだろうなというのがあります。資料5にも、別科長でも大丈夫ということが書いてあったので、後ほどの話になりますが、代替することができるかということは確認させていただきたいなと思っています。

#### ○戸田座長

資料2のスライド17の学則、規程についてはいかがでしょうか。事務局、お願いいたします。

#### ○伊藤課長補佐

御質問いただいた別科の規則というものでも大丈夫だと思います。あとは、視察の観点のときに重複があるのではないかという御指摘はありましたが、確かに内容によっては、学則に規定されている事項というのが重複している部分もあるとは思いますが、ただ、学則に定めたとおりやっているかということと、例えば教員組織が、それ自体が適切かどうかという話はまた別の話だと思います。資料4のスライド1の6で書いている学則は、あくまで自分たちが定めた規則どおりの運営がされているかどうかという話ですので、少し確認の観点が違うと思っております。

資料3のスライド2のところですが、特に御指摘いただいた(1)のホや(2)の例えばホは、括弧書きをして、教育機関の運営に関する事務の見識に基づき確認ということで、必ずしも、日本語教育機関に特化した運営の見識を求めているのではなく、(2)についても、教育業務ということを示しているものですので、これは大学に関する業務も当然含まれますので、そこについては、日本語教育機関に特化した経験がなければならぬということにしているつもりはございませんので、そのように解釈していただければと思います。

#### ○古川委員

分かりました。確認できてよかったです。

#### ○戸田座長

今、資料3の方に入りましたが、資料2について特に御意見がなければ、資料3の方に進みたいと思います。仙田委員は資料3の御意見ということでよろしいでしょうか。

#### ○仙田委員

スライドの10の(9)についてです。同じ表現が留学のところの赤字の部分にも出てきていますが、「質の確保の観点から適正な時数であるか」と書いてある意味合いとしては、質の確保の観点から適切な時数であり、かつ、という意味と解釈するのかなと思ったのですが、その確認をお願いいたします。

### ○伊藤課長補佐

こう書いた趣旨としましては、その後の言葉というよりは、その前の「指導経験や職務内容の状況により」につながってしまっていて、例えば、仮に同じ能力の先生がそれぞれいたとしても、ほかの業務でどんなことを担当されているかによって授業を何コマ持てるかというのは変わってくると思います。それがいわゆる職務内容のところに書かせていただいたことにつながってくるわけですが、そういった上限は一応定められていて、かつ、解釈の部分で、役職に応じて更に目安の上限がこの中に書かれています。それはあくまで上限ですので、個々の先生たちがどれくらい持てるかというのは、その方が授業以外に担当している業務や、大学から卒業されたばかりの新任の先生だった場合などによっても、持てる能力というので御経験として十分かという話もあると思います。結局、あくまでここで示しているのは上限なので、実際上は、指導経験とか職務内容によって質の確保ということを考えたときに本当に適切かというのは個別に考えなければいけませんよということを書かせていただいております。なので「かつ」といえば、「かつ」なのかもしれませんが、どちらかという、最低限やることは一応決めておくけれども、実際上は個別に判断が必要ですよというような趣旨でした。

### ○仙田委員

「質の確保の観点から」から読み始めると、質が確保できていれば、25時間単位を超えていてもこの教員は大丈夫だというような読み方がされてしまうおそれがあるのではないかなと感じたのが1点と、ここに使われている「最低限」という言葉は、上限なので「最大限」ではないのかなということ気になりました。この辺りの言葉の使い方についても併せて御検討いただければと思います。

### ○戸田座長

ほかに資料3について、御意見いかがでしょうか。西村委員、お願いいたします。

### ○西村委員

6ページの(6)に、アカデミック・ジャパニーズの修得に資する科目というのがあります。今後、解説等をお作りいただけると理解しているのですが、そこでは是非、具体的な例を幾つか示していただけるといいのではないかなと思います。今回、このような枠組み、初めての形になるかと思っておりますので、例を見て、じゃあ、このような認定を考えよう、このようなカリキュラムを組んでみようとする学校もあるのではないかなと思いますので、是非お願いしたいと思っております。

### ○戸田座長

いかがでしょうか。私も本当に具体的に示された方がよいかなと思います。

### ○伊藤課長補佐

検討させていただきます。

### ○戸田座長

それでは、資料2、資料3についての御意見をここまでといたしまして、続いて、資料

5と6について、事務局より御説明をお願いいたします。

### ○齊藤日本語教育調査官

資料5「認定日本語教育機関教育課程編成のための指針（案）」と、資料6「3分野ごとの言語活動別の目標（案）」について説明いたします。前回の8月のワーキンググループで頂いた御指摘、御意見を踏まえ修正し、さらに、9月に行われた小委員会での御指摘、御意見を踏まえて修正をしたものが現在の資料5でお示ししているものです。全体的な内容で大きく変更されたということは特にはございません。説明の仕方であるや、言葉の使い方といった細かい箇所での修正となっております。

まず、スライドの4ですが、前回のワーキンググループで意欲・態度について様々な御意見を頂きまして、自律的に学習する能力に表現を整えて修正をしております。

スライドの5ですが、到達目標と到達レベルの捉え方について、提示の順番について御指摘がございましたので、全体的に提示の順序を入れ替えております。

スライドの8ですが、(1)日本語能力の部分で、方略(ストラテジー)能力につきまして、少し表現が唐突でもう少し説明が必要ではないか、ということで、文言を追加しております。

それから、(3)の推奨される学習内容につきまして、科目として扱うのかそうでないのかということも、もう少し説明が必要ということで修正をいたしました。

スライドの14、就労の分野についてです。ニーズについて様々な御指摘がありました。職場や産業界のニーズへの視点は不可欠であるという御指摘がありました。また、学習者のニーズもやはり欠かせないということで、こちらを盛り込む形にしております。それから、様々な業種、職種に送り出すという限定された表現では少し足りないということで、表現、説明を追加したということが修正点となっております。

スライドの15は、先ほどの留学分野でも触れた通り、到達目標と到達レベルについて示す順序を入れ替えております。また、やはり到達目標を設定する際には、企業等のニーズは不可欠ということで、文言を追加しております。

スライドの17については、レベル設定と学期という言葉を用いて説明をしていたところですが、学期という言葉を使わずに、一定の期間ごとに定期的に学習の評価の機会を設けていただくということで修正をしております。

スライドの18は、(1)の方略(ストラテジー)能力の部分について言葉を加えております。

スライドの23ですが、生活分野における教育課程編成の考え方、一つ目の○で説明足らずだった部分について補っております。

そして、スライドの27は、先ほどと同じように、(1)で文言を追加し、(3)の推奨する学習内容として、前回お示した内容よりも、更に多種多様なものが考えられるという御指摘がありましたので、部分的な例になりますが、様々なものを挙げるようにということで修正を加えております。

資料5の主な修正箇所は以上です。

資料6については、以前お示した内容から修正は特にはございませんが、学習時間の示し方が分かりにくいという御指摘がありましたので、総学習時間ということで、文言を加えております。

## ○戸田座長

次の議論もございますので、ここではどうしてもという御質問や御意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

大日向委員、お願いいたします。

## ○大日向委員

確認も含めてですが、6ページ目、留学分野の主となる対象者の背景や特性というところで、括弧内に例示があります。これについては、こういう区切り方もあるとは思いますが、教育機関によっては多様な国籍からの学習者や、多様な目的を対象とするといった機関、あるいは課程もございますので、そういったことにも配慮する必要があるのではないかと考えております。これが1点目でございます。

2点目は、7ページ目の最後の○について、留学分野においては、進学や就労の開始時期を踏まえて設けられた終期と、それから目標とする到達レベル云々というところですが、時期がずれないようにということですが、進学について多くの高等教育機関が4月ということで、それを指しているのかなと思いますが、これについても10月や9月の開始という教育機関も出始めているという点があるということ。

それから、この就労の開始時期というのはどんなことを想定しているのか、少し疑問に思いましたので、質問を兼ねて発言させていただきました。

## ○齊藤日本語教育調査官

まず、スライドの6につきまして、多様な国籍や学習者や多様な目的への配慮が必要ということで、こちらは表現等、検討させていただきたいと思っております。

スライドの7につきましては、大日向委員が御指摘くださった内容で基本的には考えており、具体的には3月の終了・4月の始まりということ想定しております。秋入学の大学が増えてきていることは承知しております。また、就労の開始時期も留学生の場合様々であることは承知しておりますが、今のところ4月始まりを前提として考えているところでございます。頂いた御指摘等につきましては、また検討させていただければと思います。

## ○戸田座長

次に進みたいと思っております。

ただいま資料5の説明がありましたが、認定日本語教育機関課程編成のための指針の案を確認しながら、本日は認定の審査時に特に必要と思われる点、判断、判定の根拠、また、判断材料の基礎となるよう、どのようなことが具体的にされる必要があるかなどについて皆様に広く御意見を伺いたいと思っております。御意見は論点を三つに分けて伺います。教育課程の編成、授業科目、学習成果の評価についてです。こちらは分野を分けずに御意見を伺いますので、よろしくお願いいたします。

では、論点1、「教育課程の編成にあたって」ということで、スライドの1ページに「教育課程の編成にあたって本指針で示された内容を網羅し、対象とする分野の特性を踏まえ、『日本語教育の参照枠』を参照しながら、目的及び到達目標、学習目標に対応した教育内容を適切かつ体系的に定め、目標とする日本語教育が習得できるよう授業を設計、実施する」とあります。皆様には、この設置の目的や到達目標と教育内容との整合性がある、体

系的であると示されている点について、体系的である、整合性があるというのはどのようなことであるか、どのように審査をするのか、どのような観点が必要なのか、について御意見を出していただきたいと思います。

佐々木委員、お願いいたします。

#### ○佐々木委員

まず大切なのは、その学校の教育理念ですよね。その教育理念に沿って、やはりその学校にふさわしい、その機関にふさわしい学習者の方が集まってくるということになる、集められるということになると思います。集められた方々は一色ではなく、多様な学習ニーズを持っていらっしゃるの、その学習ニーズ、それから学校の教育理念、そういうものを総合して目標というものが定められ、その到達目標に向かって、各コースの学習目標というのが決まってきて、という感じで、逆向きの設計がきちんと出発点のレベルから終点というか、卒業時のレベルまで一貫性があるかどうか、といったことが大切になるのではないかなと思います。

#### ○戸田座長

伊東委員、お願いいたします。

#### ○伊東委員

大学で言えば、いわゆる教育目標や目的等は全てシラバスというものに記載されていて、そこには授業の進行具合や、カリキュラム、そして教材も全てもう公開するようになっていきます。いわゆるアウトカムというか、教育課程の中身の充実だけでなく、我々教員がシラバスを書くことによって、様々な工夫を求められるということもあります。そして、最終的に評価をする場合も、シラバスに対してどれだけ到達したかどうかもチェックでき、シラバスを充実させることが評価を適切に行うことにもつながるので、私は教育課程に関してはシラバスを充実させることが重要ではないかと思いました。

#### ○戸田座長

西村委員、お願いいたします。

#### ○西村委員

今のお二人の意見に私も賛同するところですが、日本語教育機関、特に日本語学校を例に取りますと、一つのコース、この認定法の中では課程に当たるとは思いますが、幾つかのレベルが同時に走っていくというようなケースが非常に多いかと思えます。そのような形で学校を運営していこう、課程を運営していこうと思っているような機関に関しては、例えば1から10まであるレベルが上がっていくような課程の中で、4月から1年勉強すると1から5まで、もう少し実力のある状態で入学した学生には3から8まで、5から10までというような、レベル分けをして運営しているような学校があった場合には、そのことが分かりやすく説明できるというようなことが大事かなという気がします。運用面といったものも考慮した形で、その学校がどのように学習者を受け入れて、そして輩出していくのか、それが時間とともに整合性を持って説明できる、ということは重要ではないかと感じています。

### ○戸田座長

古川委員、お願いいたします。

### ○古川委員

先ほどの3人の委員の方々の御意見に本当に賛成です。結局、整合性をどう判断していくのかというのは、教育理念や到達目標というものと、教育の内容、時間数、カリキュラム、教材、評価という、大学で言うとシラバスというものに書かれているものを照らし合わせながら見るしか整合性を見ていくということができないと思うので、そういったことが具体的に明記されているか、というところが評価の対象になってくるのではないかと思います。

また、様々な科目を設置していくことや、日本語においても各レベルの科目を設置していると思うので、例えばその機関の課程でのカリキュラムマップのような形で、アカデミック日本語や例えばEJUを受けるのであれば、数学や、そのほか英語などもあるかもしれないので、どういう科目がカリキュラムマップとして設置されていて、科目と科目の関係がどうなっているのか。それが、今回、参照枠を使うということになっているので、参照枠に照らしたときに、それをベースにして積み上がっているかということが見えるような形になっていると、評価がしやすくなると思っています。

### ○戸田座長

大日向委員、お願いいたします。

### ○大日向委員

おっしゃられていること全て、私も賛成ですが、1点付け加えたいと思います。委員の皆様がおっしゃられたことがしっかり明記されていること、それから、その計画が実現可能であるかということが審査されるわけですから、その際に考慮されなければいけないのは、特に留学の告示校として既に日本語教育を行ってきた実績を持っている教育機関もたくさんございますので、そういった実績ということも考慮しながら、審査は進められるべきだろうと思います。

### ○戸田座長

今、幾つかのポイントが挙げられましたが、教育内容の目標とする日本語能力に到達できるとシラバス自体がそう考えられるという場合に、どのように日本語能力に到達できていると判断したらよいかということについてお伺いしたいと思います。

### ○佐々木委員

大日向委員の発言を受けて言いたいことがあったものですから挙手させていただきます。

今までの実績というのは本当に大切なものだと思いますし、そこに自信を持っていらっしゃる学校も多いと思います。ただ、学生も変わってきています。Z世代というような言葉も言われますが、コロナ禍もあり、学生の学習スタイルも変わってきており、異なるタイプの、今までにはいなかったタイプの留学生も増えてきているという事実があります。そういう中で、日本語学校がどうやってこの社会的な要請に応えようかということだと

思います。

第一に言いたいのは、大学関係の先生方はシラバス、シラバスとおっしゃいますが、日本語学校でシラバスという形で書いていらっしゃるところは、今まであまりなかったと思います。どうしても定評のある市販教材のページを割り振って、評価というと、中間試験と期末試験というペーパーテストという形で積み上げていくというところにとどまる実績をお持ちの学校もあるわけです。それを今、変えていかななくてはいけないということです。シラバスを書きなさいと言っても、どういう形で日本語学校にふさわしいシラバスを書くかという御質問は当然出てくると思います。ですから、そこに大切な項目として、教育内容や方法、評価の方法、といったものをきちんと考えて割り振っていきましょうという形で御説明することが必要なのではないかと考えております。

#### ○戸田座長

伊東委員、お願いいたします。

#### ○伊東委員

評価の方法ということで言えば、繰り返しになりますが、大学で言うと、シラバスの中に教育目標と内容と、そしてコースの評価方法を具体的に明記しております。また、学則にも評価の方法で何点から何点までが優・良・可、あるいはA・B・Cということで明確になっていて、私たちは動いている。それは学生も共通して理解しているので、そのことで悪い成績を取る、取らないに関しても、そのことは学生も承知した上で取り組んでいるということなので、評価の透明性という点でも、評価の仕方をシラバスに明記するということは鉄則ではないかと思えます。そのことが、最終的にはプログラム評価の全体にも関わってくるので、教育課程の編成に当たっては、佐々木先生がおっしゃったように、これを機会にシラバスの充実、中身の充実、それを透明性のあるものにする。教師だけではなく、学生、また社会的にも分かるようにしておくということが、いわゆる教育課程の充実につながるのではないかと思います。

#### ○戸田座長

本当にそのように思います。古川委員、お願いいたします。

#### ○古川委員

伊東委員のおっしゃることは本当にごもっともですし、私自身も賛成しております。あとはコース、課程というところの評価といったときに、一般的によく言われる診断的な評価、形成的な評価、総括的な評価と分かれていくと思います。入学時にやったことと、総括、最後に、課程が終わった後に何らかのテストをすることによって、この課程というものはきちんと能力を伸ばす課程だったという評価は、課程を評価する、全体を評価するという意味で必要だと思っております。

外部試験を取り入れるかどうかというところは、難しいところもあると思いますが、形成的評価というところに関しては、各学校でそれぞれコース、科目が終わったごとにテスト、試験を作成して実施しているというところもあるので、それでいいのではないかと思います。総括的な評価もそれで代替するというのもいいと思うので、そういったところをしっかりと明記しているところ、私たちはきちんとやっているということが大事だと思

います。

さらに、そこにプラスして、せっかく今回、参照枠というところもあるので、自己評価というところでCan doや、学習者自身の意識がどの程度変わったのかというところも全体の評価としてはあるべきだと思います。というのも、生活・就労に関しまして、例えばビジネス日本語の評価はどうするのかとなったときに、様々なものがあることも、客観テストがあることも存じていますが、例えば独自にテストを作りましようとなったときに、難しいところがまだあると思いますので、参照枠を使ったCan doというようなものも取り入れながら、総合的な評価ができるような形になるといいなと思っています。

#### ○戸田座長

仙田委員、お願いいたします。

#### ○仙田委員

先ほどの古川委員のお話を受けてですが、特に生活の分野ということを考えてときに、学習者のエンパワーメントにつながるものなのかどうかといったような評価指標も重要になってくるのではないかと思います。例えば、意識や意欲の変容であるとか、行動の変容といったようなものも何らかの形で評価に組みこまれていくことや、何かしら見られるようなものが必要ではないかと思います。

#### ○戸田座長

大事な視点をありがとうございます。伊東委員、お願いいたします。

#### ○伊東委員

今の仙田委員の御発言も含めて、やはり教育課程は、様々な目的のために今後、教育課程が各学校等で開発されるわけで、それぞれの事情に応じて、またコースの目的によっても違うので、それぞれ固有の目的に応じて目標の設定、教育内容の設定、そして評価の設定ということで個別性があっていいと思います。統一することは難しいと思います。しかし、シラバスでそこをちゃんと明記しましよう、そして透明性のある形で誰でもが見えるようにしておきましょう、というシステム、制度を作っておくことが重要だと思いました。

#### ○戸田座長

佐々木委員、お願いいたします。

#### ○佐々木委員

仙田委員がおっしゃったエンパワーメントになるというところ、これは留学生も当てはまります。生活分野だけの問題ではなく、今の留学生は、本当に様々な問題を抱えていて、精神的な問題を抱えている留学生もいますし、様々にあるわけで、そこに今までのような評価では足りない。つまり、今までの日本語教育機関がやってきた学期ごとの総括的な評価だけでなく、形成的な評価に持って行って、学生自身の意欲が出てくるような形に持っていかなければいけないと思います。一部のエリート of 学生たちは今までのやり方でもいいかもしれませんが、そうでない学生には、エンパワーメントの必要な人たちが多いと思います。



### ○戸田座長

長山委員は、何か御意見おありでしょうか。

### ○長山委員

ニーズ分析というところがどれぐらいしっかりできているのか、ターゲット分析、ニーズ分析といったところがどう反映できるのかという、そういった仕組みの明示化だと思います。実際のターゲット分析や、ニーズ分析は、伊東先生がおっしゃったように、個々の様々なパターンというのがあり得ますので、それはこうすべきだみたいなものを提示するのは非常に難しいと思います。しかし、それをきちんとやっているのかやっていないのか、やろうとする仕組みがあるのかないのかといったところは明示できると思っています。

### ○戸田座長

次の論点に移りたいと思います。論点の二つ目ですが、「授業科目について」ということで、スライドの9ページの一つ目の○です。「教育課程の編成にあたっては、当該課程の到達レベル、到達目標、扱う学習内容を踏まえ授業科目を定めること」、また、四つ目には、「授業科目ごとに、当該課程における一科目の全体としての到達目標、学習時間を定め、さらに、一定の期間・レベルごとの学習目標と学習内容、学習成果の評価方法、使用教材を定め、学習者に対し共有すること」とございます。皆様には、授業科目を設置するに当たって、ここに示されている項目に加えて、必要な項目があるかどうかまずお伺いしたいと思います。

佐々木委員、お願いいたします。

### ○佐々木委員

今のスライドで拝見すると、学習内容や教材については書いてありますが、どのように教えるか、教室活動というところは書いてありません。「学習目標と学習内容、使用教材を定め」となっているのですが、一方通行の知識を定着させるということに主眼を置いた教師主導型の学習活動がかなり一般的であるという点が問題の一つであるので、それを「主たる教室活動」というようなものを入れていただくといいと思います。

### ○戸田座長

西村委員、お願いいたします。続きまして、古川委員、お願いいたします。

### ○西村委員

今の佐々木委員のお話を伺って、確かにどのようにという部分が重要だと感じております。ただ、どのようにやっているかという部分をどう表現するのは非常に難しいと思います。「主たる教室活動」、それもいいのではないかと伺って伺っていましたが、おそらく初級レベルだと特にそうだと思うのですが、メインテキストを、たくさんの時間をかけて総合日本語というような形で指導されている教育機関は多いと思います。そうすると、一つの総合日本語という授業の中で多くのことを実は指導している。学習者も学習している。その中で、様々なことが起きているわけですが、それをどのように指導して学習しているのかというところが意識的に、例えばここは話すことをやっているとか、ここは読むことをやっているといったことが区別できているかどうかということも大切だと思います。

す。

それから、初級レベルだと、特に文型、文法、基本的なそういった知識を学んでいくというところも時間数としては多いと思いますが、その場合、どのような手順で勉強していくのかというようなことも示されると伝わりやすいかなと思います。普通に教えるというような言葉が飛び交うような説明だと、おそらくそれぞれに捉えている「普通」というのは異なると思うので、そういったことを意識した説明の在り方が求められると思います。「どのように」というのをどのように書いてもらうのか、示してもらうのかというのを、皆さんで事例を出していくということは大事だと感じました。

#### ○戸田座長

どのように表現をするのかということは非常に難しいということですが、このどのようかという点について、何か御意見があれば伺いたしたいと思います。

伊東委員、お願いいたします。

#### ○伊東委員

本当にここの表現は難しいだろうと思います。先ほど佐々木委員がおっしゃったように、教師主導型ではなく、学習者中心の教育ということを簡単に言うのは優しいと思いますが、それを具体的に、協働学習やアクティブラーニングを取り入れた授業展開をしていると書いたとしても、実際には同じ授業をやっている、いわゆる折衷的にいろんな指導方法を取り入れて変化のある授業展開をしている先生方が多いと思いますので、一言で言えないというのが感想です。

もしここで言えるのであれば、能力観や教育観といったことを述べるシラバスになればよいのではないかと思います。要するに、学習者の能動的な意欲を高め、といったようなことが伝わるようにということです。

#### ○戸田座長

古川委員、お願いいたします。

#### ○古川委員

授業科目の設置というので、やはりシラバス、先ほどから伊東委員もおっしゃっていますが、シラバスという言葉に尽きると思います。ただ、科目の設置なので、何の能力を伸ばすのか、今回、五つの言語活動について何の能力を伸ばすのか、そして、目的や目標、内容、時間、方法論というところも、先ほど、どのようにとおっしゃっていましたが、例えば、最近では反転授業や、eラーニングなど、様々なものが入り入れられていて、ブレンデッドの形でやるというところもあると思います。また、評価方法や教材もどこの部分をどこまで使うのか、さらに全体的な課程の中での位置づけというところで、科目として詳細に明記されているかというところが、例えば審査するときぎざっと書かれていると分からないのではないかと思います。平等に、公平に見るということはなかなか難しいので、できれば何かフォーマットがあるといいと思います。賛否両論あると思いますが、例えば自分が審査員という立場になったときのことを考えると、統一的なフォーマットみたいなものがあって、そこに書かれている内容を評価すると公平にできる気がします。そういう科目の設置に関しても、必要項目というものがしっかりとあった方がいいなと思いま

す。

○戸田座長

大日向委員、お願いいたします。

○大日向委員

今おっしゃられたこと、特にどのように教えるかということについて申し上げます。現在、日本語教育機関、特に告示校の多くの学校では、確かに主教材を定めて、その教材に沿って授業を進めていく教育機関が多いと思いますが、ただ、各教育機関がそれぞれに努力をしています。例えば、ある教材の一つの課を進めるときに、それぞれの学校が独自に様々な自主教材のようなものを作って進めているというのが現状だと思います。委員の方々がおっしゃられるように、それを明示するためにシラバスを提示するのが良いのかもしれないと思いますが、どのように教えるかを提示することが大切だと思います。

それから、付け加えますと、特に初級の段階のレベルにおいては、先ほど西村委員がおっしゃられた総合日本語というような科目があります。個別の言語活動ではなくて、包括的な言語活動を総合的に教えるという部分があると思いますので、そういった部分の時間配分の記載の仕方についての解説も必要だと感じております。

○戸田座長

今の御意見の中に時間配分ということが出てきましたけれども、これも大変大きなポイントだと思います。

伊東委員、お願いいたします。

○伊東委員

やはり、カリキュラムを具体化する段階では、時間配分と中身は避けて通れませんので、それはこれまでのいわゆる職人芸的な暗黙知の中で先生方が頑張ってやっていたこと、それを今度は言語化するということが必要になってくるのではないかと思います。これまで先生方だけで秘めておられた実践知というものをここで言語化していただいて、それをみんなで共有するということが、また、それを発信するということが今回の認定日本語教育機関に求められるし、そのことによって教育の質を高めていこうということになるわけですので、その第一歩として、これまでの言語化できなかったところを言語化することに動いていったらいいかなと思いました。

○戸田座長

この時間配分のことですけれども、漢字圏からの学習者、非漢字圏からの学習者、それぞれ掛かる時間は異なると思いますけれども、その点についてどのようにお考えか、御意見をお聞かせいただければと思います。審査に当たって時間配分をどう考えるかということです。

大日向委員、お願いいたします。

○大日向委員

時間配分の議論とは少しずれてしまいますが、漢字圏、非漢字圏についての言及があっ

たので申し上げます。多国籍で教育を行っている教育機関もたくさんございます。端的に漢字圏、非漢字圏ということが分かりやすいのでこれを例に申し上げます。非漢字圏だけ、あるいは漢字圏だけを主な対象者とするという課程もございますが、中には非漢字圏、漢字圏を問わず同一クラスで教育するといった教育機関もございます。漢字圏と非漢字圏の学習者を混合クラスで行う場合には、それなりの工夫が必要になり手間もかかりますが、クラスの中で、学習者間の学び合い、教え合いといった活動を行わせることができるというメリットもあります。

伊東先生がおっしゃられた、やったこと、あるいはやってきたことを言語化することの重要性は、正にそのとおりだと思いますので、その際に今申し上げたようなメリットについても言語化できればいいのかなと思いました。

#### ○戸田座長

今、加える項目について御議論いただいたわけですが、その科目の内容が適切であるかどうか、適切に授業科目がその目的に沿って設置されているかということは、どのようなことであるとお考えかということについて次にお伺いしたいと思います。

伊東委員、お願いいたします。

#### ○伊東委員

正にPDCAサイクルだと思いますが、シラバスをきちんと書き、そして授業をやってみた。そして目標を達成できたかどうかということで、教師が自ら内省する、省察して判断していくということになっていくのかなと思うわけです。

それをどうやって知るかというと、今度の日本語教育機関認定法で、いわゆる審査でチェックするということであるならば、審査項目に1項目加えることで大学だと学期末に行う学習者評価というものがあり、目標を達成したかどうかということと、学習者、生徒の満足度にもつながっていて、それで我々教員は、今回はうまくいった、いかなかったということが分かって、自由記述の文言を読むことによって、学生はちょっと厳しい見方をしているということで、それを反省に生かして次に改善するということをしますので、ここには学生評価がどうしても不可欠になってくるかなとは思っています。これをしないと判断できないのではないかと思います。

#### ○戸田座長

古川委員、続きまして佐々木委員、お願いいたします。

#### ○古川委員

先ほどお話ししていた論点1ともつながっている話だと思っていまして、結局のところ、機関、課程としてどういった目的、目標を持っているのかということを確認した上で、それに対して科目が設置されているかという、カリキュラムマッピングがしっかりできているかというところが、おそらく、科目の内容が適切であるかということにもかかってくるかなと思います。大学院進学を目的とするコース、進学コースとなったときに、例えばアカデミックライティングの科目などがないと、入学試験のときに研究計画書を書けないということになり、やはり目標に達することは難しいのではないかと判断になると思います。全体的に、論点1の教育課程の編成というところと科目というところを、両方

参照しながら見ていく。そして、その科はきちんと設置されているかというところを見ていくということになるのだと思います。

**○戸田座長**

佐々木委員、お願いいたします。

**○佐々木委員**

今の古川委員の御意見に全面的に賛成ですが、その前の伊東委員がおっしゃった学生評価、学生アンケートが、授業科目が適切かどうか判断するには大切だと思います。大体、学生のアンケートだと、授業の進み方について一部は早過ぎると言って、一部は遅過ぎると言うという結果が出て、それを見て、早過ぎると判断している学生に対しては、もう少し基礎的な教材を用意する。遅過ぎると言っている人には、もう少し大きな教材を用意するといった工夫を次の学期にしていくということもあります。それから、あなたはこの学期、十分学べたと思いますかというような項目が入っていると、自分は十分学べたと思うといったことや、不満であるといった結果が出てくるので、そういうもので判断することもあるかと思っています。学校側、教師側の見方だけではなくて、受けている学習者の見方というものを必ず取り入れて判断していくということが大切かなと思います。

**○戸田座長**

大日向委員、お願いいたします。

**○大日向委員**

先ほど申し上げたある程度実績のある学校については、学生評価でも一定の経験があると思うのですが、新たにこれから学校を始めようという機関にとって、授業科目や、そういったものの学生評価というのはこれから始めるわけですから、ちょっと難しいのかと思いましたので、指摘させていただきます。

**○戸田座長**

今後の審査においてということで、今、皆様に御意見を伺っている次第ですが、それぞれの分野で評価ということが求められるわけですが、その成績の評価の在り方についてどのような審査をしていくかということで、内容や目的と異なった評価がされる場合もあるかと思っていますので、そういう点、どういう観点で見たらよいかという点についてお伺いできればと思います。

佐々木委員、お願いいたします。

**○佐々木委員**

今の大日向委員の御意見に関して、審査をする前には、学校が審査書類を出すのに、必ず事前の説明会のようなことがあるわけですね。その事前の説明会でそういうことは触れていただくといいと思います。審査の場でも、ただできていないから帰りなさいということでは決してないと思います。適切な指導・助言を行うような、そして、こういうところを是正したらどうかというのが分かるようなことを何回か重ねて、新設校も分かるのではないかと思います。私はそういう審査をやるのではないのかなと思っていましたが、事

事務局の方からお考えがあれば言っていただけると助かります。

#### ○齊藤日本語教育調査官

新規の学校が、学生がこれから入ってくるタイミングで学生の評価に基いて授業科目を設定するといったことは難しいという大日向委員の御指摘はそのとおりかと思えます。委員の皆様から仕組みが明確にされている、明示化されているということが大切ではないかという御意見が多くありましたが、そういったことがあらかじめ準備されていることや、どのようなことが計画されているかということが確認できるかどうか、というところがポイントになるのではないかと考えられます。

#### ○戸田座長

大日向委員、いかがでしょうか。

#### ○大日向委員

学生の評価が、授業科目や学習時間を考える上で非常に有効であるという意見については私も賛成です。私が提起したのは、それができない学校についてどう扱うべきかという、私自身の理解の整理のために申し上げました。

#### ○戸田座長

それでは、論点の3番目に移ります。評価についてですが、スライドの11ページの○の二つ目に「学習成果の評価は予め定めた一定の期間やレベルの区切りにおいて、授業科目ごとに行うとともに、期間内においても、単元等ごとの評価も必要に応じて、適切に計画された頻度で行うこと」ということがございます。この学習成果の評価につきまして、論点の最初のところにもかなり御意見を頂きましたが、例えば、これは共通するところもありますが、各分野で異なる点もあるかと思えますので、修了要件や、証明書、報告において求められる成績評価の在り方について、どのようにお考えかお聞かせいただければと思います。

西村委員、お願いいたします。

#### ○西村委員

大きく二つです。一つは、ここで言っている評価というのは難しいと思うのですが、小さいものから大きいものまであるといたしますか、日頃授業をやっていて、はい、いいですというように正しいことを示すようなものも評価といえば評価だと思うのですが、そこまで小さいものは置いておくとしても、形成的な評価という意味でも、一つの活動があって何か発表をしたときに「こういうところがよかった。悪かった。」というような評価もあれば、一つの単元や一つの課が終わってテストするというような形で、小刻みに学習者の意欲や、学ぶべき点を示しながら積み重ねていくような、そういう形成的な評価というのがある。それから、学校の中で点数を付けるというだけではなくて、どのように学んでいったらいいかということを示すような、そういう助言的な評価というものもあると思えます。そういったもの、おそらくどの学校も、やっている学校が多いと思うのですが、改めてここでそれは大事ですよ、そういうことが必要ですよということを今回の議論の中では確認できるというのではないかと考えています。そのところは皆さんと合意が取れればな

というのが1点です。

もう一つは、成績の評価ということで言うと、先ほど日本語学校の総合日本語というような授業のお話をしましたが、一つの科目の中で多くのものを学んでいる、学習しているというような場合に、一つの科目の中で成績評価が幾つか、科目と成績評価の項目がイコールではないということがあるかと思います。例えば、五つの言語活動で、読む、聞く、話すがあって、そのものでA、B、Cを付けるというようなケースもあれば、科目についてA、B、Cというのもあると思います。それがきちんと説明されているということは、コース、評価、そういったものを判断するときにとっても重要ではないかなと思います。この2点を皆さんがどうお考えなのかということをお聞きできればなと思っておりました。

**○戸田座長**

伊東委員、お願いします。

**○伊東委員**

西村委員、今おっしゃったことは、ほとんどの学校でもう授業開始前に学生に説明されていて、シラバスという名前は言わなくても、何らかの形で明示されていて、学生も教師も共有していると理解していいですか。

**○西村委員**

後半お話しした成績に関しては、多くの学校が、うちの学校ではこのように成績を付けますよということは共有していると思います。ただ、途中の形成的評価に関しては、どこまで細かく言うのかというのは、それぞれ学校によっても捉え方が違うと思いますので何とも言えませんが、少なくとも課ごとの評価といったものは事前に伝わっているのではないかなと思います。

**○伊東委員**

であるならば、もう我々は全部シラバスに書いているので、きちんと書いてあれば大丈夫かなと思いました。

**○戸田座長**

西村委員に私からお伺いしたい点の一つあります。今の小さい評価から大きい評価までというお話の中で、学習成果の評価の計画について、どのようなことがどの程度具体的に計画されていることが望ましいかどうかということについては、いかがでしょうか。

**○西村委員**

大変悩ましいところかと思います。仮に事細かく説明するというようなことになってしまくと、どこの機関も相当負担に感じるのではないかと思いますし、実際にはやっているのに書き漏れてしまったようなことで、いい、悪いという評価に影響するというのもよくないかなと思います。適度な部分というのは必要かなとは思いますが、少なくとも、成績評価としてどのように収れんされていくのかというようなことは、明示されていることが重要ではないかだと感じています。

また、その学校が大事にしている部分、成績を付ける、評価をする上で大事にしている

部分があると思いますが、それは教育目標とも関わってくると思いますので、コミュニケーション力を大事にしている学校であれば、そのコミュニケーション力をどう評価するかといったことや、あるいは発表の力を付けるということをその課程で重きを置いているのであれば、その部分がきちんと学習者に伝わっていて説明されているということが必要だと思います。課程の目標とも密接に関わるのかなと思います。

#### ○戸田座長

長山委員、お願いいたします。

#### ○長山委員

どの程度というところですが、やはり到達目標の設定次第で、そこでの整合性と、その到達目標がどの単位、どの期間の評価なのかということによってくるのかなと思いますが、今までの三つの論点に共通するのですが、多様性を担保しつつ審査するのかなというのがなかなか難しいなと思いました。

今、先生方がおっしゃった学習者に対してステップや課題や目標を考える上で、利するような評価というものを作るといった観点の一つあると思いますが、就労の場合で言うと、例えば求職者に対して言えば、この学習者はこういう勉強をしたからこれだけの日本語力があるといったことを総合的に表すわけではなくて、就職したい業種や職種などによって求められる日本語力、場面というのは全く異なるわけですから、具体的に、こういう場面でこういうことができますよということを示すような評価をして、それを学習者がハローワークに持って行ったり、面接のときに見せたりすることで裏付けになるような形で、この人は総合でAです、Bですといったことは、はっきり言って面接では役に立たないので、そういったところをつなげるような評価もあっていいと思います。だから、そういった多様性というものを見て、うまく表現できるようなものになっていかないといけないと思います。

そういう意味で言うと、例えば授業態度といったところも、この人はしっかり時間を守っていつも来ていましたといったことや、受講ルールを守ってやっていたといったこと、あるいは授業の中で積極的な発言があったこと、協力をし合う姿勢がありますといったことを評価の中に入れてあげると、それは面接をするときの武器にもなるので、そういった評価をやるところもあっていいと思いました。

#### ○戸田座長

皆様に三つの論点について具体的に御意見を頂きました。まだ御意見いろいろおありかと思いますが、時間に限りがございますので、ここで一旦、終わりとさせていただきます。

次は、議事の2につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

#### ○小林日本語教育推進室長

それでは、資料の7「日本語教育機関の認定等の審査手順等（案）について」と、資料の8「日本語教育機関の認定審査手順のイメージ図（案）」について説明させていただきます。こちらは今回が初めての資料です。資料7、資料8と一緒に見ていくのが分かりやすいのですが、まず、資料7で、来年の実際に認定をする際の審査の流れをまとめさせていただいているものです。



順番に申し上げますが、1番、全体を通しての通則というところですが、これは先ほども申し上げましたが、来年度から中央教育審議会の方で見ていくということになるので、実際にこれを定めるのは中央教育審議会になるわけですが、その認定の審査基準については、このような形でルール化をしましょうということで、こういう審査手順としてまとめてはどうかというものであります。

(2) ですが、では、何に基づくかといいますと、法律、省令、そして前半で見ていただいたような審議会の確認事項が当たってまいります。

2番にあります認定の申請の実際の具体的な審査方法ということであります。(1) ですが、審議体ということで、来年度以降、中央教育審議会の中の生涯学習分科会というものがございまして、その中に何らかの審議体が設けられることを想定してのもということで、そのように捉えていただければと思います。そうした審議体が、細かいことをやりますので、まず、審議体に設置された下審査のための審議体、下審査のための審議体というものが恐らく出来ると思います。具体的にそこに審査を付託しまして、下審査の審議体から報告を受けて、審議体が最終的に最終決定を行い、文部科学大臣に意見を付すという形になります。

(2) ですが、その下審査の審議体が行うこととしては、書面と面接、実地審査で、これらを行いまして、認定の可否を決するということになります。

(3) ですが、先ほどの審議体は、下審査の審議体から報告を受けて、最終判定として、「可」「不可」又は「継続審査」という判断を下すことになるということでありまして。

(6) 面接と実地審査は必要に応じてということになります。書面審査を基本行った上で、面接と実地審査は必要に応じて行うということを考えています。

(7) と (8) ですが、そうした審査を実際に行っていただく方に関して、秘密を守ってくださいという考え、そして、利害関係があるところの審査はできないということで、そうした場合は別の方に審査していただくということを考えております。

次のページです。具体的な書面の審査についてです。(1) ですが、まず、2名以上の委員で審査をする一次の審査と、下審査の審議体の委員全員の会合で実施する二次審査をということで、書面審査は大きくこの二つの段階があります。

(3) ですが、一次審査の方法としては、文部科学省担当官の事前確認の結果を聴取した後、関係書類に基づいて審査ということになるかと思っております。

(5) ですが、一次審査のそうした結果については、主担当の委員が取りまとめて二次審査に報告という流れです。

(6) ですが、二次審査の段階で一次審査の結果を踏まえて認定の可否という審査を具体的にいただくということになります。

(7) については、難しい、不可となるものがあると思いますが、そうしたものに関しては、ある程度の段階で申請者に対してその旨を伝達することも可能であるという形も考えております。

4番は、面接審査及び実地審査です。

(1) ですが、必要に応じて、面接と実地審査を行っていくことにいたします。

(2) です。面接審査について、書類審査の一次審査ですので、先ほど書面審査が二段階と申し上げましたが、一次審査の結果に基づいて、直接申請者と面接という形を考えております。

(3) ですが、その結果については、主担当の委員が取りまとめて、書面審査の二次審

査の場に報告という形で、一次審査と二次審査の間に面接と、次に申し上げる実地審査が挟まるようなイメージであります。

(4) ですが、その実地審査についても、書面審査の一次審査の結果に基づいて、実地において確認をするということになります。

(6) ですが、面接審査と実地調査については、実際に申請者である設置者や校長、主任教員の方の出席を求めるということですが、「ただし」とありまして、別科のような場合というのは様々な場合がありますので、代理として別科等の日本語教育課程を置く組織の長が出席できるということと考えております。

5番ですが、文部科学省担当官によるということ、担当官の実地審査、実地確認ということで、下審査の審議体というものは、(1) ですが、必要に応じまして、担当官が行った実施審査の結果についての報告を受けるという仕組みを考えております。

6番、最終判定についてで、審議体の最終判定というのは、先ほど申し上げた書面審査や面接審査等を行った下審査の審議体からの報告に基づいて、最終的な認定の可否の判断を行うということです。

(3) ですが、審議体は「可」の判定で選んだもののうち、必要があるものについては、留意事項を付すことができます。

また、(4)「不可」又は「継続審査」の判定を選んだものについては、その理由を付すものと考えています。

7番ですが、会議の議事要旨等に関しましては、全ての認定手続が終了した後に、審査の議事要旨と結果を公開することと考えております。

8番です。継続審議、継続審査ということではありますが、こちらは何かと申し上げると、認定を「可」とすべき要件が完全には具備されていないものの、短期間には是正することが可能なものということでありまして、(2)、継続審査は一回の申請つき1回のみということで、基本的には、継続審査となった審査の次の審査で是正をしていただくことを想定した仕組みとすることを考えております。

9番です。認定後の変更の届出ということで、変更の届出というのは幾つかあるわけですが、以下に掲げるものについて必要があるものに関しては、今のような審査をすることもあり得るということで、収容定員数の増加や教育課程の新設・変更についてです。これは全て行うというのではなく、必要があると認めるといったものが当たると考えています。

10番ですが、法律に基づく段階的な是正措置というのが今回設けられまして、認定日本語教育機関について、勧告や命令や認定取消しというのを行う場合も今後あり得るわけですが、そうした流れについても、先ほど申し上げた流れで基本的に考えてはどうかというものであります。

資料8を御覧ください。今のものを図示ものですが、設置者の方にまずお願いしたいと思っているのは、事前相談を必ず最初に行っていただきたいということです。一番上にありますが、事前相談を必須ということで、下の※印と併せて見ていただければと思います。継続審査以外は、申請の際は事前相談をお願いしたいと考えているところです。その後の流れは、先ほど申し上げたような形です。

下の方の※印の二つ目を御覧ください。審査は年間2回を想定しております。不認定になってしまった場合は、恐らく時間的な都合もあり、次、半年後というスパンは難しいということで、次々回の申請をお願いすることになるかと思っております。

四つ目の※印ですが、今回の法律の枠組みとしては、日本語教育機関の認定に関して、

法人か個人で行うということになるので、設置する方が完全に替わってしまうような場合は、新しい設置者に申請を行っていただくということが必要になると考えております。

こちらを今後の申請の具体的な認定の手續ということで、現在、案として考えておりません。

なお、今の内容と違うもので申し訳ありませんが、パブリックコメントを行ったと先ほど説明いたしまして、その資料である参考資料の2「日本語教育機関認定法の省令等案のパブリックコメントの結果について」についての説明を失念しておりましたので、ここで申し上げさせていただければと思います。

御覧いただきたいのは、認定の方に関しますと、四角の中の上から二つ目のところです。パブリックコメントの段階で、本務等教員等に関しては課程ごとに置いてくださいという案になっていたかと思えます。こちらに関しては、多数の御意見があったこともありまして、機関ごとの収容定員数に応じてという形にさせていただこうと考えておりまして、先ほどの説明はこの意図で説明させていただいたところでもあります。実際にこのような形でたくさんの御意見を頂きましたので、こうした考え方もまたホームページなどに公開をしていきたいと思っております。

#### ○戸田座長

時間も限られておりますが、今の審査手順の案につきまして、御質問、御意見のある方いらっしゃいますでしょうか。

長山委員、お願いいたします。

#### ○長山委員

若干、様々なところで分かりづらくなって混乱すると思われるのが、認定機関で認定課程があって、その認定機関については、認定課程以外の課程もやっていいということで様々なところで書かれていると思うのですが、この考え方が、ぱっと見て分かりづらいところがあると思えました。今の手順のところと言うと、最後のページの9番の(1)の①、収容定員数の増加といったところで、こういう書き方が出てくると、やはり認定教育機関は認定課程しかやらないというような認識が出てきてしまうと思うので、例えば、①の収容定員数の増加といったところを書くのであれば、認定課程の収容定員の増加ということになるのかなと思います。おそらくその都度それを書いていかないと、混乱してくるのではないかという気がいたしました。

#### ○戸田座長

事務局よろしくお願いいたします。

最後に全体を通して皆様に御意見、御質問を伺いたいところですが、時間となりましたので、本日の議事はこれで終了いたします。本ワーキンググループはここまでとしたいと思います。今後の予定について事務局からお願いいたします。

#### ○齊藤日本語教育調査官

次回のワーキンググループは、11月10日金曜日、午後3時からの開催を予定しております。委員の皆様におかれましては、御出席くださいますようお願いいたします。

**○戸田座長**

本ワーキンググループも、残すところあと1回の開催となりました。委員の皆様におかれましては、最後までどうぞよろしく願いいたします。

これで、第4回認定日本語教育機関の認定基準等の検討に関するワーキンググループを閉会といたします。

— 了 —